

## 今年度の税制改正どうなった？

2011年度の税制改正大綱が昨年12月に発表され、法人税の5%減税や相続税の増税など大きな改正内容が話題になりましたが、今果たしてどうなっているのか気になっている方も多いのではないのでしょうか？以下に現状を説明させていただきます。

### 1. 2011年度税制改正(案)の主要な内容

#### (1) 個人所得課税

- 給与所得控除に上限を設定（給与収入1,500万円超は一律245万円）
- 高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除について、2,000万円から控除額を縮減し、4,000万円から2分の1（125万円）を上限
- 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止
- 成年（23歳以上70歳未満）扶養控除について、一部縮減
- 年金所得者について申告不要制度を創設

#### (2) 法人課税関係

- 法人税率を30%から25.5%へ4.5%引下げ（国・地方の法人実効税率で5%引下げ）
- 中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ3%引下げ
- 減価償却の加速度償却の緩和
- 特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限と、欠損金の繰越控除期間を7年から9年に延長等
- 雇用促進税制（税額控除）、環境関連投資促進税制（特別償却又は税額控除）等を創設

#### (3) 資産課税関係

- 相続税の基礎控除を「5,000万円+1,000万円×法定相続人数」から「3,000万円+600万円×法定相続人数」に引下げ
- 相続税の最高税率を55%に引き上げるなど税率構造の見直し
- 相続税の死亡保険金に係る非課税枠の対象となる法定相続人を未成年者、障害者及び被相続人と生計を一にしていた者に限定
- 相続税額に係る未成年者控除及び障害者控除の控除額の引上げ
- 贈与税について、直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の税率構造を緩和
- 相続時精算課税制度について、受贈者に20歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65歳以上」から「60歳以上」に引下げ

### 2. つなぎ法案

今年の3月で期限切れとなる次の税制で暫定的に6月30日まで延長されたものがあります。

- ・ 中小企業の法人税率の特例・エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（通称エネ革税制）・住宅の取得に関する登録免許税の軽減 その他

### 3. 今後の改正の見通し

上記1.の改正案は現在衆議院で審議中です。例年だと3月31日までに衆・参両議院において法案が可決成立し、4月1日から施行という流れですが、今回は震災の影響で棚上げ状態となっています。今後予想される展開として、例えば法人税の5%減税を見送るなど法案を一部修正して参議院で6月の会期末までに成立させるのか、間に合わなければ期限切れのものについてはつなぎ法でさらに延長するのか不透明な状態です。

いずれにしても、震災の復興財源の確保が必要となり、今回の税制改正の目玉である法人税の5%減税は難しくなったのは間違いありません。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝1丁目11番16号桃陽ビル202号

TEL 06-6774-8282

FAX 06-6774-8281

E-mail [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

西野会計事務所

検索

